

パブリックコメント第38号

「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」骨子(案)に対するご意見を募集します

適切な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という)を円滑かつ公正に運用するとともに、法に定めるもののほか空家等に関する必要な措置を講ずるため、「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」を制定するにあたり、市民の皆さんからのご意見を募集します。

◎案の公表日

平成30年8月27日(月)

◎意見の募集期間

平成30年8月27日(月)～平成30年9月26日(水)

◎公表案及び公表方法

○公表案

「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」骨子(案)

○公表方法

- ・市役所都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)、各支所で閲覧
- ・市ホームページにて公表

◎意見を提出できる方

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- ・市内に存する学校に在学する方
- ・上記に掲げるもののほか、市に納税義務がある方

◎意見の提出方法

意見応募用紙は、市ホームページを参照するか市役所建設部都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)、または各支所にありますので、次のいずれかの方法で提出してください。

提出していただける意見は、意見応募用紙1枚につき1意見、1メールにつき1意見となります。

- ・直接持参・・・市役所都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)または各支所総合窓口・地域振興G
- ・郵送・・・〒319-2292 常陸大宮市中富町3135-6
常陸大宮市役所建設部都市計画課住宅・営繕G
- ・FAX・・・市役所都市計画課住宅・営繕G FAX 53-5415
- ・Eメール・・・toshi@city.hitachiomiya.lg.jp

(件名を「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例骨子(案)の意見」として提出してください)

※電話での受付は行いません。

匿名での受付は行いません(提出いただいたご意見について、内容の確認をする際に必要のため)。

◎結果の公表

提出していただいたご意見の内容、検討結果については、次の方法により公表します。

- ・広報常陸大宮お知らせ版及び市ホームページにて公表します。
- ・市役所都市計画課住宅・営繕G(本庁2階)、各支所で閲覧できます。

※ご意見をいただいた方の氏名等は、一切公表しません。

※提出されたご意見について、個別の回答はしません。

※内容が類似するご意見は、取りまとめて公表することがあります。

問 本庁 都市計画課住宅・営繕G ☎52-1111 内線254 FAX 53-5415

✉ toshi@city.hitachiomiya.lg.jp [HP] <http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>

「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」骨子(案)

◎条例制定の背景

近年、全国的に人口の減少や少子高齢化等社会情勢の変化に伴い、住み手のいなくなった住宅や使われなくなった建物等(空家等)が、年々増加しています。このような中で、特に適切な管理が行われていない空家等が、結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。今後、空家等の数が増加すれば、それらがもたらす問題が一層深刻化することが懸念されています。

本市においても、年々空家等は増加し、今後も空家等は増加していくものと思われま。また、適切な管理が行われていない空家等について、不安を感じる、迷惑を受けている等の相談が多数寄せられています。

このようなことから、本市では、適切な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に影響を及ぼしていることに鑑み、平成27年5月に全面施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」という)を円滑かつ公正に運用するとともに、法に定めるもののほか空家等に関する必要な措置を講ずるため、「常陸大宮市空家等対策の推進に関する条例」を制定することにいたしました。

◎条例の構成・内容

項 目	内 容
1. 条例の目的	この条例は、適正な管理が行われていない空家等が市民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という)に定めるもののほか、空家等に関し必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進及び地域の活性化に資することを目的とします。
2. 用語の定義	この条例で使用使用する用語について、次のとおり規定します。 (1) 空家等 法第2条第1項に規定する空家等 (2) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等と市長が認めるもの (3) 管理不全空家等 空家等(特定空家等に該当しないものに限る)のうち、適正な管理がなされていない状態のもの
3. 各主体の責務等	空家等に関する各主体の責務等を次のとおり定めます。 (1) 空家等の所有者等の責務 ・ 空家等を適正に管理すること。 ・ 空家等または空家等の跡地を積極的に活用するよう努めること。 (2) 市の責務 空家等の発生抑制、有効活用の促進、適正管理の指導等、空家等対策に関する施策を総合的に実施すること。 (3) 市民の役割 ・ 市が推進する空家等対策に協力するものとします。 ・ 空家等に関する情報を市へ提供するものとします。
4. 調査等	市長は、空家等に関する情報提供等があった場合に、当該空家等の状態・所有者等必要な事項について調査を行うことができることとします。 空家等のうち適正な管理がなされていない状態の空家等については、その指導等に必要な限度において、当該空家等に立ち入って調査を行うことができることとします。
5. 適正管理	市長は、空家等の適正な管理を進めるために必要となる事項を次のとおり定めます。 (1) 助言または指導 管理不全空家等の所有者等に対し、適正な管理のために必要な措置について助言または指導することができることとします。 (2) 緊急安全措置 ・ 特定空家等及び管理不全空家等について、緊急に危険を回避する必要がある場合に、当該危険を回避するために必要な最低限度の措置を行うことができることとします。 ・ 措置に要した費用を当該空家等の所有者等に請求することができることとします。 (3) 関係機関等との連携 空家等対策に関して必要がある場合には、関係機関等に対し必要な情報を提供し、協力を求めるものとします。
6. 協議会の設置	空家等対策計画の策定、空家等対策の推進、特定空家等及び管理不全空家等の認定及び措置等について審議をするため、市長の附属機関として設置する協議会について規定します。
7. 委任	この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めます。

◎施行時期

平成30年12月市議会に条例案を提案し、市議会の議決を得た後、平成31年4月1日からの施行を予定しています。